



無配当 終身保険 (低解約払戻金型)

## 重要事項説明書

《契約概要／注意喚起情報》  
《個人情報の取扱いについて》



この書面は、ご契約に際して特に重要なことからを説明しており、「契約概要」ではご契約いただく商品について特にご理解いただきたい内容を、「注意喚起情報」では保険契約全般に関する注意事項および保険金等を支払わない場合等の不利益事項を記載しております。お申込みにあたっては必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

■募集代理店



近畿大阪銀行

ジェイアンドエス保険サービス株式会社

■引受保険会社

オリックス生命

# 契約概要

契約概要に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や給付に際しての制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり／約款」に記載しておりますのでご確認ください。

## 引受保険会社の名称と住所などについて

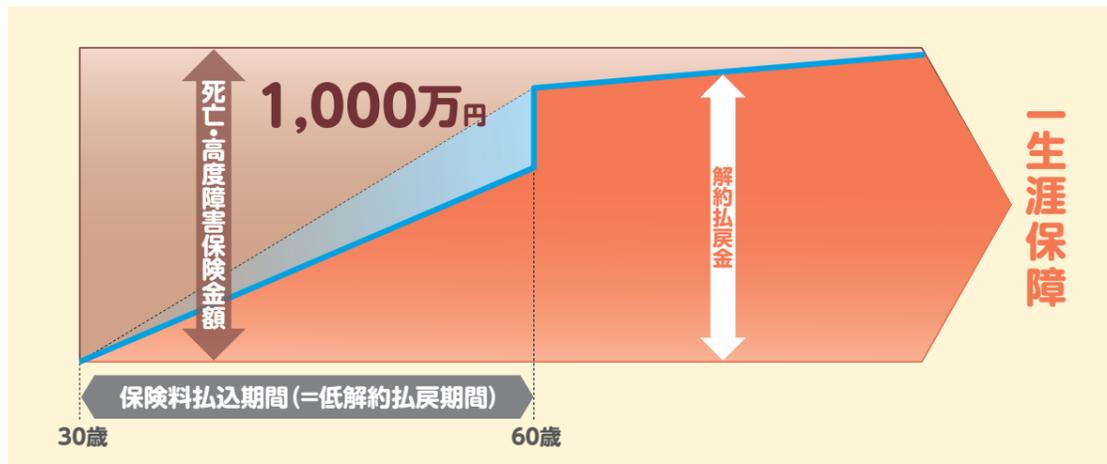
- 名称：オリックス生命保険株式会社
- 住所：東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ
- 電話：03-6862-6300(代)
- ウェブサイト：http://www.orixlife.co.jp/

## 商品の仕組みについて

「終身保険RISE [ライズ]」の正式名称は「無配当 終身保険(低解約払戻金型)」です。一生涯にわたり万が一の場合の保障が確保できます。契約可能年齢は満15歳から満75歳までとなります(保険料払込期間により異なります)。保険金額は最低200万円から最高5億円までの間で、10万円単位でお選びいただけます(契約年齢、診査方法等により異なります)。

### 仕組図

ご契約年齢:30歳／保険期間:終身／保険料払込期間:60歳払済／低解約払戻期間:60歳／保険金額1,000万円の場合



※ご契約いただく保険金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(払込回数=月払・半年払・年払、払込経路=口座振替・クレジットカード払込等)については、申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

## 保障内容について

- ・被保険者が、責任開始時以後の保険期間中に死亡されたとき…死亡保険金をお支払いします。
- ・被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害により、保険期間中に約款所定の高度障害状態(両眼失明等)に該当されたとき…高度障害保険金をお支払いします。
- ※高度障害保険金をお支払いしたときは、高度障害状態に該当されたときから保険契約は消滅します。そのため、高度障害保険金をお支払いした後に死亡された場合でも死亡保険金はお支払いしません。
- ※ご契約の内容などによっては、払込保険料累計額が保険金額を上回る場合があります。
- ※支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。
- ※高度障害状態については「ご契約のしおり／約款」の別表3をご確認ください。
- ※保険金をお支払いしない場合についての概要は「注意喚起情報」を、くわしくは「ご契約のしおり／約款」(保険金等を支払いできない場合)をご確認ください。

## 契約の取扱いについて

被保険者の契約年齢	15~75歳(満年齢) ※保険料払込期間により異なります。
保険期間	終身
保険料払込期間	10年・15年・20年払済、50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済、終身払
低解約払戻期間	保険料払込期間と同一
保険料払込方法	月払・半年払・年払・前納扱(全期前納) ※前納扱：第1回保険料(充当金) および前納保険料をオリックス生命指定の口座に払込みください。 なお、クレジットカード払の取扱いはできません。
保険料について	・保険料は、保険契約の内容・性別・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険料払込方法により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合や、特別条件付*1でお引受けのとき等には保険料が異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。 *1「保険料の割増し」や「保険金の削減」などの条件を付けてお引受けすること。 ・被保険者が、責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態(片眼失明・両耳聴力喪失等)に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。 ※保険料の払込みを免除しない場合の詳細は「ご契約のしおり／約款」(保険料の払込免除)をご確認ください。
保険料払込経路	口座振替・クレジットカード払
責任開始について(「責任開始に関する特約」について)	「責任開始に関する特約」は、第1回保険料の払込みを責任開始の要件とせず、申込書の受領*2または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始する特約となります。 この商品には「責任開始に関する特約」が以下の場合を除き、あらかじめ付加されており、オリックス生命が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込書の受領または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。 ・前納扱の場合等は、「責任開始に関する特約」は付加されません。 ・過去に「責任開始に関する特約」を付加し、第1回保険料の払込みがないまま無効あるいは払込みの前に解約をした契約がある場合(一定期間、当該特約を付加してお申し込みができません)等 ※「責任開始に関する特約」が付加されない場合の保険契約は、告知または第1回保険料(充当金)の払込み*3のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。 *2 申込書の受領とは、オリックス生命の生命保険代理店が申込書を受領したときをいいます。なお、生命保険代理店所定の情報端末(タブレット等)を利用したお申し込みの場合は、情報端末でお申し込みをされたときをいいます。 *3 クレジットカード払の場合、オリックス生命がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料(充当金)を払込みいただいたものとします。
契約者貸付	契約者貸付をご利用いただけます。くわしくは4ページ「その他の注意事項について」をご確認ください。

## 解約払戻金について

- ・低解約払戻期間中に解約した場合の主契約の解約払戻金は、解約払戻金を低く設定しない場合の解約払戻金の7割に抑制されています(低解約払戻期間は保険料払込期間と同一です)。
- ・低解約払戻期間経過後に解約した場合でも、低解約払戻期間内のすべての保険料の払込みがないときは、主契約の解約払戻金は抑制されます。
- ・解約払戻金の額は、契約年齢、保険料払込期間、経過年数などによって異なります。また、解約に際してご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」(「解約と解約払戻金について」)に記載しておりますので、併せてご確認ください。

## 特則について

この商品には「特定疾病保険料払込免除特則」を適用することができます。保険料払込期間中に、被保険者が特定疾病(悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中)により約款所定の事由に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

〈特定疾病保険料払込免除特則の保険料払込の免除事由〉 (特則の適用は任意です)

悪性新生物(がん)	悪性新生物責任開始日*1以後に初めて約款所定の悪性新生物(がん)になったと診断確定*2されたとき(「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外) *1「悪性新生物責任開始日」は、責任開始日からその日を含めて91日目となります。 *2 診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日とみなします。
急性心筋梗塞	責任開始時以後に約款所定の急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき ・60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき
脳卒中	責任開始時以後に約款所定の脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき ・60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、約款所定の手術を受けられたとき

※保険料の払込みの免除の対象となる特定疾病の詳細については、「ご契約のしおり／約款」の別表8をご確認ください。

## 特約について

この商品にはつぎの特約を付加することができます（「指定代理請求特約」はあらかじめ付加されています）。特約を付加してお申込みの場合には、特約の保険金等の金額・保険期間・保険料払込期間は、申込書または申込画面のとおりとなります。

「特定疾病保険料払込免除特則」が適用されている場合、災害割増特約および傷害特約を付加することはできません。

特約名称	保障内容・支払事由・支払額・給付限度等
災害割増特約	<p>■災害死亡保険金 責任開始時以後に生じた不慮の事故または感染症により、被保険者が、特約保険期間中に死亡されたときにお支払いします。 支払額：災害保険金額</p> <p>■災害高度障害保険金 責任開始時以後に生じた不慮の事故または感染症により、被保険者が、特約保険期間中に約款所定の高度障害状態に該当されたときにお支払いします。 支払額：災害保険金額</p>
傷害特約	<p>■災害死亡保険金 責任開始時以後に生じた不慮の事故または感染症により、被保険者が、特約保険期間中に死亡されたときにお支払いします。 支払額：災害保険金額</p> <p>■障害給付金 責任開始時以後に生じた不慮の事故により、被保険者が、特約保険期間中に約款所定の身体障害の状態に該当されたときにお支払いします。 支払額：障害給付金額（身体障害の状態に応じて災害保険金額の10%～100%。通算100%が支払限度となります。）</p>
リビング・ニーズ特約	<p>■リビング・ニーズ保険金 被保険者が余命6か月以内と判断されたときにお支払いします。 支払額：指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額</p>
介護前払特約	<p>■介護前払保険金 主契約の保険料払込期間経過後、かつ、被保険者の年齢が満65歳以上で、約款所定の要介護状態となられたときにお支払いします。 支払額：指定保険金額から、会社所定の率により死亡保険金の前払となる期間相当の利息を差し引いた金額</p>
年金支払特約	死亡保険金・高度障害保険金・障害給付金（第1級のみ）をお支払いする場合、その全部を年金の形でお支払いします。
指定代理請求特約	被保険者が保険金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の①戸籍上の配偶者、②親または子、③兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます。なお、この特約はあらかじめ付加されています。

※主契約が消滅したときには特約も消滅します。

※特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合、主契約の保険料払込期間中に一括して残りの保険期間の特約保険料を払込み（前納）いただきます。この払込み（前納）が行われない場合には、特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとして取扱います。

※リビング・ニーズ保険金のお支払い後は、指定保険金額の保障は消滅します。

※リビング・ニーズ保険金のお支払い後は、介護前払特約は消滅します。

※リビング・ニーズ保険金は、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いするものです。リビング・ニーズ特約に基づく保険金は、非課税所得扱いとなります。なお、被保険者死亡時に受取られたリビング・ニーズ保険金の残額がある場合、相続人に対する相続財産として課税されます。その際は、「相続税の非課税財産」の規定の適用はありません。

※介護前払特約は保険料払込期間が終身払の場合は付加できません。また、介護前払保険金のお支払い後は、指定保険金額の保障は消滅します。

※介護前払特約のお支払額は指定保険金額よりも少なくなります。請求日における指定保険金額に対する解約払戻金額を下回ることはありません。

※リビング・ニーズ保険金と介護前払保険金を重ねてご請求された場合、介護前払保険金はお支払いしません。

※不慮の事故による死亡・約款所定の高度障害状態および約款所定の身体障害の状態は、その事故の日から180日以内に生じた場合に限りです。

※被保険者が精神障害の状態にあることを原因とする事故の場合などはお支払いの対象にはなりません。

※高度障害状態、不慮の事故・感染症の定義、身体障害の状態の詳細および給付割合等は「ご契約のしおり／約款」（別表2、別表3、別表5、別表6）をご確認ください。

※保険金・給付金等をお支払いしない場合の概要は「注意喚起情報」を、くわしくは「ご契約のしおり／約款」（保険金等を支払いできない場合）をご確認ください。

## 配当金・満期保険金について

この商品に配当金および満期保険金はありません。

## ご負担いただく費用について

払込みいただく保険料の一部は保険金等のお支払いに、また他の一部は生命保険事業の運営に必要な経費（販売、保険証券作成、契約の維持管理の費用）にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別などによって異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

## その他の注意事項について

- ・解約払戻金の9割（保険料払込済の場合には8割）を限度として契約者貸付をご利用いただけます。
- ・あらかじめ申し出があった場合には、解約払戻金の範囲内で保険料の自動振替貸付をご利用いただけます。
- ・保険契約のお引受け・保険金等のお支払いの判断は、オリックス生命が行います。
- ・本商品はお客さまとオリックス生命との間でご契約いただく商品であり、預金・投資信託等ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- ・オリックス生命が破綻等に陥った場合でも、生命保険募集人・募集代理店が保険金等を保証することはありません。

## 生命保険と税金について

- ・保険金等にかかる税金は、契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

〈死亡保険金について〉

※下表は契約者が保険料を負担しているものとしてします。

契約形態	契約例			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
契約者と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税 （一時所得）
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

〈高度障害保険金等について〉

高度障害保険金、災害高度障害保険金、障害給付金、リビング・ニーズ保険金および介護前払保険金は、その受取人が被保険者本人のほか、その配偶者、直系血族または生計を一にする親族である場合には、原則として非課税となります。

- ・生命保険料控除については「ご契約のしおり／約款」（生命保険と税金）をご確認ください。

※ここに記載の税制上のお取扱いは、2017年12月現在のものです。法令改正等により税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。

また個別のお取り扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

# 注意喚起情報

## ご契約のお申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)について

保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内にお申し出いただければ、オリックス生命(以下「当社」)が指定する医師の診査を受けた後の場合を除き、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返しします。

## 告知義務について

①保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務(告知義務)があります。

告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。当社にご契約にあたって、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。つぎの方法により事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ(告知)ください。

●診査を行わない保険契約の場合には、当社所定の「告知書」にご記入、または当社所定の「告知画面」にご入力ください。

●診査を行う保険契約の場合には、当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

②当社指定の医師以外の者に口頭でお知らせいただいても告知していただいたことにはなりません。

告知受領権(告知を受ける権限)は当社(当社所定の書面である「告知書」または当社所定の「告知画面」を介して受領)および当社が指定した医師が有しています。当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

③保険契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料の払込免除のご請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、お申込内容や告知内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

④当社では、保険契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態、すなわち保険金・給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受の判断を行っております。

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「保険料の割増」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります)。

### ■傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘を告知した場合

●当社指定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

●保険契約のお引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1. 無条件でご契約をお引受けする
2. 特別な条件付(「保険料の割増」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等)のうえでご契約をお引受けする
3. 今回のご契約はお断りする

## 正しく告知しなかった場合のデメリットについて

①告知義務違反による保険契約または特約の解除

もし、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合、または正しくないことを告知した場合には、責任開始日(復活日を含みます)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

●責任開始日から2年経過後でも、保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

●保険契約または特約が解除された場合には、解約の際にお支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

②保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

当社が保険契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金・給付金等の支払事由が発生していても、お支払いすることはできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、払込みを免除することはできません。

(「告知義務違反の内容」と「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」とが無関係と確認された場合には、保険金・給付金等のお支払い、または保険料払込みの免除をすることがあります。)

③重大な告知義務違反の場合には保険契約または特約を取消しとさせていただきます。

例えば、「現在の医療水準では治すことが非常に難しい、または死亡のおそれが極めて高い病気に現在かかっている」または「過去にかかったことがある」ことについて故意に告知しなかった場合、入院中に申込み(告知)した場合等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金等をお支払いしません。また、保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。

●告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。

●詐欺による取消しの場合、既に払込みいただいた保険料はお返ししません。

## 現在の生命保険契約を解約または減額し、新たな保険に契約し直す場合(乗換等)について

乗換等はお客さまにとって、以下の点で不利益となる可能性がありますので、十分にご注意ください。また、現在の生命保険契約(主契約および特約)の保障内容のご確認や、新たな保険加入にあたってのご判断は、お客さまご自身で行ってください。

①現在ご契約の保険契約の解約・減額を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。

②新規の保険契約と同様に告知義務があります。

告知いただいた内容によっては、新たな保険契約をお引受けできなかったり、告知が必要な傷病歴等を告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しとなったりすることもありますので、ご注意ください。

新たな保険にご契約し直す場合も、「正しく告知しなかった場合のデメリットについて」に記載の内容が適用されます。

③正しく告知した場合でも、責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。くわしくは「保険金・給付金等が支払われない場合について」をご確認ください。

④現在の保険契約について一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等\*を失うこととなる場合があります。

\*当社の商品(団体保険を除く)には配当はありません。

## 責任開始時(日)について

①生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書(申込画面)および告知書(告知画面)にもとづく当社の承諾が必要となります。

当社の社員・生命保険募集人(生命保険代理店を含みます)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介(取り次ぎ等)を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

②保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始日が属する日を責任開始日といいます。

「責任開始に関する特約」が付加される保険契約を当社がお引受けすることを承諾した場合、申込書の受領\*1または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

\*1 申込書の受領とは、当社の生命保険代理店が申込書を受領したときをいいます。なお、生命保険代理店所定の情報端末(タブレット等)を利用したお申込みの場合は、情報端末でお申込みをされたときをいいます。

※以下の場合、「責任開始に関する特約」は付加されず、告知または第1回保険料(充当金)の払込み\*2のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

・前納扱の場合等は、「責任開始に関する特約」は付加されません。

・過去に「責任開始に関する特約」を付加し、第1回保険料の払込みがないまま無効あるいは払込みの前に解約をした契約がある場合(一定期間、当該特約を付加してのお申込みができません)等

\*2 クレジットカード払扱の場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料（充当金）を払込みいただいたものとします。

③特定疾病保険料払込免除特則の悪性新生物（がん）による保険料の払込免除は、責任開始日からその日を含めて91日目（悪性新生物責任開始日）から保障します。

保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。くわしくは「契約概要」「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

## ■保険金・給付金等が支払われない場合について……………

つぎのような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。保険種類ごとに異なる場合もありますので、くわしくは商品ごとの「ご契約のしおり／約款」（保険金（または給付金）等を支払いできない場合）をご確認ください。

- 責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合  
（ただし、原因となった病気や傷害等について告知いただいております、当社がその告知内容に基づいて承諾した場合は、告知内容が正確かつ十分である限り、責任開始時以後の原因によるものとみなします。また、原因となった病気や傷害等について病院への受診歴や健康診断等での異常指摘がなく、かつ、その病気や傷害等による症状について保険契約者および被保険者に認識や自覚がなかった場合も責任開始時以後の原因によるものとみなします。）
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約または特約が解除された場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活・復旧にあたり詐欺により保険契約または特約が取消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があつて保険契約または特約が無効になった場合
- お支払いの免責事由に該当した場合  
（例：責任開始日から3年以内の被保険者の自殺、保険契約者・被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合等）

## ■保険料の払込猶予期間、保険契約の失効、保険料の自動振替貸付、復活について……

### ①払込期月と猶予期間

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に当社へ払込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。

<保険契約が月払の場合>

- 払込期月：契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで

<保険契約が半年払・年払の場合>

- 払込期月：契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

■「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合、第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりとなります。

- 払込期間：責任開始日からその翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで

※払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります（責任開始期にさかのぼって保障がなくなります）。

### ②猶予期間経過による失効

払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがないと、保険契約は失効します。

### ③保険料の自動振替貸付

あらかじめお申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱の場合、保険料率が変更され、保険料が割増しとなります）。この場合、当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）。

保険料の自動振替貸付のお取扱いがない保険種類があります。くわしくは「契約概要」をご確認ください。

### ④復活に関する事項

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります。）であれば、保険契約の復活を申込むことができます。ただし、被保険者の健康状態等によっては、復活できない場合があります。復活を申込むことができる期間については商品ごとの「ご契約のしおり／約款」（保険契約の復活）をご確認ください。

復活のお申込みにあたっては、(1) 未払込保険料とそれに対する利息の払込み、(2) 告知（保険契約によっては診査）が必要となります。

保険契約の復活を当社が承諾した場合には、(1)・(2) がともに完了した日を復活日とし、当社は保険契約上の保障を開始します。

復活に際しても、「正しく告知しなかった場合のデメリットについて」に記載の内容が適用されますのでご注意ください。

## ■解約と解約払戻金について……………

払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約されますと、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。

なお、解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引き下げる保険種類があります。くわしくは商品ごとの「契約概要」「ご契約のしおり／約款」をご確認ください。

## ■保険金・給付金等のお支払いに関する手続き等について……………

①お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お受取りいただける可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにご連絡ください。

②支払事由、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり／約款」（保険金（または給付金）等の請求）に記載しておりますので、併せてご確認ください（ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いできない場合については当社ウェブサイトにも掲載しております）。

③当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができなくなるおそれがありますので、保険契約者のご住所を変更された場合には、必ずご連絡ください。

④保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。

⑤被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」（指定代理請求人）が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。また、指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の(1) 戸籍上の配偶者、(2) 親または子、(3) 兄弟姉妹の順位で代理請求を行うことができます（くわしくは「ご契約のしおり／約款」（指定代理請求特約）をご確認ください）。

※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

●ご契約内容に関するお手続きやお問合せにつきましては、当社のつぎの窓口へご連絡ください。

カスタマーサービスセンター	 <b>0120-506-094</b> 受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)
---------------	--

●保険金・給付金に関するお問合せにつきましては、当社のつぎの窓口へご連絡ください。

保険金・給付金 お問合せ窓口	 <b>0120-506-053</b> 受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)
-------------------	--

## 業況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

## 特別条件付保険特約を適用する場合について

特別条件付保険特約を適用する場合には、保険契約の自動更新や延長保険・払済保険への変更等をお取り扱いできないことがあります。くわしくは「ご契約のしおり／約款」(特別条件付による引受)をご確認ください。

## 生命保険契約者保護機構について

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

くわしくは「ご契約のしおり／約款」(業況の変化による保険金額等の削減)をご確認ください。

## 苦情のお申出先およびご相談窓口について

①生命保険のお手続きや保険契約に関する苦情・ご相談につきましては、当社のつぎの窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口	 <b>0120-227-780</b> 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)
----------	--

②当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(一般社団法人生命保険協会のウェブサイト <http://www.seiho.or.jp/>)。

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険相談所または全国各地の連絡所の連絡先については、上記、当社お客さま相談窓口(TEL 0120-227-780)でもご案内いたします。

## 個人情報の取扱いについて

オリックス生命(以下「当社」)は、お客さまの個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律、その他の諸法令等を遵守すべく、従業員等に対する教育・指導を徹底し、個人情報を適正に取扱い、安全性・正確性・機密性の確保に努めてまいります。

### ■個人情報の利用目的

お客さまの個人情報を、以下の目的の範囲内で利用し、それ以外の目的には利用しません。

- (1) 各種保険契約の引受け・継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等の支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスの案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

### ■個人情報の取得

上記利用目的に必要な範囲内で適法・適切な手段により個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

### ■情報交換制度等

健全な生命保険制度の維持・発展のため、以下の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人データ(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。

①契約内容登録制度・契約内容照会制度、②医療保障保険契約内容登録制度、③支払査定時照会制度

### ■個人情報の外部への提供

以下の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を外部へ提供しません。

- (1) お客さまの同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) お客さま、または公共の利益のために必要であると考えられる場合
- (4) 上記利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

### ■再保険における個人情報の取扱い

当社と契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### ■機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取扱い

医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

くわしくは「ご契約のしおり／約款」(お客さまの個人情報の取扱いについて、他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について)をご確認ください。

個人情報の取扱いについてはオリックス生命ウェブサイト(<http://www.orixlife.co.jp/>)にも掲載していますのであわせてご確認ください。

■募集代理店

株式会社 **近畿大阪銀行**

ジェイアンドエス保険サービス株式会社  
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14

■引受保険会社



**ORIX オリックス生命保険株式会社**

本社 / 〒107-0052 東京都港区赤坂2-3-5 赤坂スターゲートプラザ  
TEL : 03-6862-6300  
受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)  
<http://www.orixlife.co.jp/>